岩手県応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画

作成主体の名称:岩手県

1 計画の区域

宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町及び野田村の全域

2 計画の目標

東日本大震災により、地域住民の生活に必要な建築物の多くが被害を受けた ため、従前のこれらの建築物に替わる応急仮設建築物を建設した。

本計画では、従前の地域住民の生活に必要な建築物が再建するまでの間、応急仮設建築物として建設された公共施設、店舗・工場等を活用し、地域の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化等を促進する。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災により被災した地域住民の生活に必要な建築物が再建するまでの間、 従前の建築物が担っていたサービス及び就労機会創出の機能を確保するため、 応急仮設建築物での業務運営を継続する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進 事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置 の内容

【応急仮設建築物活用事業】

- (1) 復興推進事業の内容 別表の応急仮設建築物を2年3か月を超えて存続させる。
- (2) 実施主体 各市町村の別表のとおり。
- (3) 特別の措置の内容

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物(別表に所在地・用途・期間を記載のもの)について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間(存続させようとする期間)を定めた復興推進計画について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

被災建築物に替わって建設した応急仮設建築物の存続期間を、当該建築物が再建するまでの相当の期間内において延長することにより、被災前の地域住民

の生活に必要なサービス機能等を維持・継続することが可能になり、計画区域 の円滑かつ迅速な復興の推進が図られるとともに、当該地域の活力の再生に寄 与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項の規定に 基づき、実施主体(作成主体である岩手県を除く。)の意見を聴取した結果、 意見は特になかった。

別表(岩手県)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 県整備仮設診療所事業を継続することにより、被災地での継続的な医療提供体制を確保する。

		続することにより、彼災地での		建築基準法による	応急仮設建築物	期間設定根拠(存続		応急仮設建築物の概	既要	
	応急仮設建築物の名称	所 在 地	用途	存続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	宮古市 仮設歯科診療所 (田老地区)	宮古市田老向新田 148番地内	歯科診療所	平成25年9月26日まで	平成25年9月27日~ 平成29年3月31日	田老地区土地区画整 理事業(平成27年度 末造成完了予定)	岩手県	軽量鉄骨造地上1階 1棟	39. 14 m²	1
2	大船渡市 仮設診療所 (末崎町)	大船渡市末崎町 字平林75-1	診療所	平成26年2月10日まで	平成26年2月11日~ 平成28年3月31日	細浦地区防災集団移 転促進事業(平成26 年度中造成完了予 定)	岩手県	鉄骨造 地上1階 1棟	92. 21 m²	1
3	大船渡市 仮設診療所 (専門科)	大船渡市猪川町 字中井沢23-1の一部	診療所	平成25年 5 月31日まで	平成25年6月1日~ 平成27年3月31日	佐野地区防災集団移 転促進事業(平成25 年度中造成完了予 定)	岩手県	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	90. 72 m²	1
4	大船渡市 仮設歯科診療所 (三陸町綾里地区)	大船渡市三陸町綾里 字平舘75-2	歯科診療所	平成25年9月14日まで	平成25年9月15日~ 平成27年3月31日	港·岩崎地区防災集 団移転促進事業(平 成25年度末造成完了 予定)	岩手県	軽量鉄骨造地上1階 1棟	71. 97 m²	1
5	陸前高田市 仮設診療所 (広田地区)	陸前高田市広田町 字大久保107-1	診療所	平成25年8月21日まで	平成25年8月22日~ 平成28年3月31日	平成27年度末新施設 建築工事完了予定	岩手県	軽量鉄骨造地上1階 1棟	163. 75 m²	1
6	陸前高田市 仮設歯科診療所 (米崎地区)	陸前高田市米崎町 字地竹沢43-1	歯科診療所	平成26年2月16日まで	平成26年2月17日~ 平成29年3月31日	米沢(脇の沢)地区 防災集団移転促進事 業(平成27年度中造 成完了予定)	岩手県	木造地上1階 1棟	56. 27 m²	1
7	陸前高田市 仮設歯科診療所 (矢作地区)	陸前高田市矢作町 字寺前15-2	歯科診療所	平成25年9月27日まで	平成25年9月28日~ 平成27年3月31日	矢作・竹駒・高田・今泉 (下矢作) 地区防災集団 移転促進事業 (平成25年 度末造成完了予定)	岩手県	鉄骨造 地上1階 1棟	67. 64 m²	1
8	釜石市 仮設歯科診療所 (鵜住居地区)	釜石市鵜住居町第5地割 19-2の一部	歯科診療所	平成25年11月8日まで	平成25年11月9日~ 平成31年3月31日	鵜住居地区土地区画 整理事業(平成30年 度造成完了予定)	岩手県	木造地上1階 1棟	61. 78 m²	1
9	大槌町 仮設診療所 (大槌3)	大槌町吉里吉里2丁目 104-3	診療所	平成25年10月31日まで	平成25年11月1日~ 平成29年3月31日	吉里吉里地区土地区 画整理事業(平成27 年度末造成完了予 定)	岩手県	鉄骨造 地上1階 1棟	72. 87 m²	1
10	岩手県医師会 仮設診療所	陸前高田市高田町 鳴石7, 栃ヶ沢49-2	診療所	平成25年9月30日まで	平成25年10月1日~ 平成27年3月31日	矢作・竹駒・高田・今泉 (下矢作) 地区防災集団 移転促進事業 (平成25年 度末造成完了予定)	岩手県	鉄骨造 地上1階 5棟	310. 27 m²	1

【被災建築物に替えて必要なものであることの説明】

震災により各市町の診療所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる医療提供の施設として必要なもの。

② 応急仮設建築物として建設された警察施設の仮設建築物での業務運営を継続し、被災地域における良好な治安の確保を図るとともに、運転免許に関する行政サービス体制を維持する。

	+ 4. IC=0.74 Mr. 4. 0. 12. Th	-r + W	п	建築基準法による	応急仮設建築物	期間設定根拠(存続		応急仮設建築物の概	班要	
	応急仮設建築物の名称	所 在 地	用。途	存続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	釜石警察署 沿岸運転免許センター 仮設庁舎	釜石市八雲 3-1	警察署・ 運転免許センター	平成26年1月31日まで	平成26年2月1日~ 平成31年3月31日	嬉石・松原地区土地 区画整理事業(平成 30年度中造成完了予 定)	釜石警察署	鉄骨造地上2階1 棟(警察署)・ 鉄骨造地上2階1 棟(運転免許セン ター)	2092. 42 m²	1
2	宮古警察署山田交番 仮設事務所	山田町八幡町 25-2	交番	平成25年7月31日まで	平成25年8月1日~ 平成29年3月31日	山田地区津波復興拠 点整備事業(平成27 年度末造成完了予 定)	宮古警察署	鉄骨造 地上2階 1棟	105. 84 m²	1
3	釜石警察署大槌交番 仮設事務所	大槌町上町 1-3	交番	平成25年7月31日まで	平成25年8月1日~ 平成28年3月31日	町方地区・安渡地区 津波復興拠点整備事 業(平成27年度末造 成完了予定)	釜石警察署	鉄骨造 地上2階 1棟	141. 97 m²	1

【被災建築物に替えて必要なものであることの説明】

震災により各市町の警察関連施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる治安確保・運転免許に関する行政サービスを図る施設として必要なもの。

別表 (宮古市)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 早期復興と住民生活において中心的な役割を担う公共施設について、仮設建築物での業務運営を継続することにより、住民サービスの安定的な提供等を行う。
- ② 応急仮設建築物として建設された事業用施設について、仮設建築物での業務運営を継続し、事業継続を支援する。
- ③ 応急仮設建築物として建設された集会場について、仮設建築物での維持・活用を継続し、地域コミュニティーの強化・再生等を促進する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

宮古市は、東日本大震災により震度5強を記録し、その後最大波8.5メートル以上の津波が襲来、市の沿岸部の浸水域は10平方キロメートルにも達し、建物用地・幹線交通用地の21パーセントが浸水するなど、甚大な被害を受けた。建物の被害は全壊5,968棟、半壊2,509棟、一部破損等611棟、合計9,088棟(平成24年11月6日現在)であった。また、震災直後に発生した火災は、住居のほか山林へも延焼した。さらに宮古市の中心的な産業である水産業に係る養殖施設・漁港施設・魚市場・水産加工施設・倉庫等及び港湾施設、沿岸地域に位置する観光施設の被害額は膨大で、また、物流の要となる道路・鉄道ともに津波により寸断されている。とりわけ、田老地区、鍬ヶ崎地区、重茂地区は集落の家屋の多くが倒壊・流出するなど、その被害は壮絶なものとなった。

宮古市では、復興を実現するために、平成31年度までの9年間を計画期間とする復興計画に基づき、長期にわたる復興まちづくりを実施しているところであり、防災集団移転事業や漁業集落防災機能強化事業等の面的整備事業を実施し、被災建築物の再建が可能となるまでには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、宮古市の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

	广 4 / 三 1. 14 / 4 / 4 / 5 / 5 / 5	=r + 114	m %	建築基準法による				応急仮設建築物の構	既要	
	応急仮設建築物の名称	所 在 地	用途	存続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	鵜磯小学校・千鶏小学校 仮設職員室	宮古市重茂第2地割12外9筆	小学校 (職員室)	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日~ 平成29年3月31日	平成28年度までに重 茂小学校に統合予定	宮古市	木造 地上1階 1棟	135. 81 m²	1
2	鵜磯小学校・千鶏小学校 仮設職員室(保健室)	宮古市重茂第2地割 12,13,14,17,18番2,19,20,21 番2,23番1,28番2	小学校(保健室)	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日~ 平成29年3月31日	平成28年度までに重 茂小学校に統合予定	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	13. 50 m²	1
3	宮古市津軽石保育所	宮古市津軽石第4地割38番地	保育所	平成25年8月31日まで	平成25年9月1日~ 平成29年3月31日	法之脇(津軽石)地区防 災集団移転促進事業(平 成28年度末までに住宅建 設予定)	宮古市	鉄骨造 地上1階 1棟	188. 53 m²	1
4	宮古市田老仮設保育所	宮古市田老字向新田148	保育所	平成25年9月14日まで	平成25年9月15日~ 平成29年3月31日	田老地区土地区画整 理事業(平成27年度 末造成完了予定)	宮古市	木造 地上1階 1棟	314. 67 m²	1
5	宮古復興支援プロジェクト -ODENSE-	宮古市重茂第15地割	集会場	平成25年11月1日まで	平成25年11月2日~ 平成29年3月31日	重茂里地区漁業集落 防災機能強化事業 (平成28年度末まで に住宅建設予定)	宮古市社会福祉協議会	木造 地上1階 1棟	85. 76 m²	1
6	宮古市役所津軽石出張所	宮古市津軽石第4地割38番地4	地方公共団体の支庁又は支所	平成25年8月25日まで	平成25年8月26日~ 平成29年3月31日	法之脇(津軽石)地区防 災集団移転促進事業(平 成28年度末までに住宅建 設予定)	宮古市	鉄骨造 地上1階 1棟	46. 81 m²	1
7	鍬ヶ崎郵便局仮店舗	宮古市鍬ヶ崎下町247-1	郵便局	平成26年1月17日まで	平成26年1月18日~ 平成31年3月31日	鍬ヶ崎・光岸地区土 地区画整理事業(平 成27年度末造成完了 予定)	鍬ヶ崎郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	86. 96 m²	1

8	宮古市消防第7分団 仮設屯所	宮古市日の出町178番4	消防屯所	平成26年3月26日まで	平成26年3月27日~ 平成29年3月31日	鍬ヶ崎・光岸地区土 地区画整理事業(平 成27年度末造成完了 予定)	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 2棟	81. 52 m²	2
9	宮古市消防第16分団 仮設車庫	宮古市崎山第4地割地内	消防屯所	平成26年2月26日まで	平成26年2月27日~ 平成29年3月31日	崎山地区防災集団移 転促進事業(平成28 年度末までに住宅建 設予定)	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	28. 00 m²	1
10	宮古市消防第28分団・ 第30分団仮設屯所	宮古市田老字向新田148	消防屯所	平成26年2月26日まで	平成26年2月27日~ 平成29年3月31日	田老地区土地区画整 理事業(平成27年度 末造成完了予定)	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 4棟	163. 04 m²	4
11	宮古市消防第29分団 仮設車庫	宮古市田老字小林50番地	消防屯所	平成26年2月26日まで	平成26年2月27日~ 平成29年3月31日	田老地区土地区画整 理事業(平成27年度 末造成完了予定)	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 2棟	81. 52 m²	2
12	宮古市消防団第6分団 仮設屯所車庫	宮古市鍬ヶ崎上町8番13号	消防屯所	平成26年2月26日まで	平成26年2月27日~ 平成29年3月31日	鍬ヶ崎・光岸地区土 地区画整理事業(平 成27年度末造成完了 予定)	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	28. 00 m²	1
13	宮古市写真救済センター	宮古市小山田2丁目9番20号	事務所兼集会所	平成26年2月15日まで	平成26年2月16日~ 平成29年3月31日	中心市街地地区津波 復興拠点整備事業 (平成28年度末まで に造成完了予定)	宮古市	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	26. 30 m²	1

- ① 震災により本市の小学校、保育所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる教育及び児童福祉の確保を図る施設(1~4)として必要なもの。
- ② 震災により本市の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域コミュニティーを形成する施設(5、13)として必要なもの。
- ③ 震災により本市の公共施設(6、8~12)が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる行政サービスを提供する施設として必要なもの。
- ④ 震災により本市の事業用施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域住民の利便性を確保するための施設(7)として必要なもの。

別表 (大船渡市)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が整備した仮設店舗、仮設工場等について、震災により家屋を失った中小企業者に対する貸出しを継続し、早期の事業再開を促進する。
- ② 応急仮設建築物として建設された事業用施設について、仮設建築物での業務運営を継続し、事業継続を支援する。
- ③ 応急仮設建築物として建設された公民館について、仮設建築物での維持・活用を継続し、地域コミュニティーの維持・形成を促進する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

大船渡市は、東日本大震災により震度6弱を記録。その後大規模な津波が来襲し、市の中心部である大船渡地区及び沿岸域に浸水して壊滅的な被害を受けた。平成25年3月31日現在、建物被害は5,539世帯(全壊2,787世帯、大規模半壊430世帯、半壊717世帯、一部損壊1,605世帯)である。保健・医療・介護・福祉施設においても、一部施設が被災を受けている。また、大船渡市の中心的な産業である水産業に係る港湾施設・漁港施設・魚市場・水産加工施設・倉庫等や沿岸部に展開する産業や企業が甚大な被害を受け、商業施設の多くも被災を受けた。物的被害額は、判明分で約1,077億円に上っている。道路や河川、港湾、鉄道、上水道、下水道など都市基盤施設も大きな被害を受けた。

大船渡市では、復興を実現するために、平成32年度までの10年間を計画期間とする復興計画に基づき、長期にわたる復興まちづくりを実施しているところであり、防災集団移転事業や漁業集落防災機能強化事業等の面的 整備事業を実施し、被災建築物の再建が可能となるまでには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、大船渡市の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

	- 7 /= = 1 + 6 + 1	±		建築基準法による存	 応急仮設建築物活用	期間設定根拠(存続		応急仮設建築物の構		
	応急仮設建築物の名称	所 在 地	用途	続期間	事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	赤崎郵便局	大船渡市赤崎町 字亀井田103-1	郵便局	平成26年2月3日まで	平成26年2月4日~ 平成29年3月31日	中赤崎地区防災集団 移転促進事業(平成 27年度末に造成完了 予定)	赤崎郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	86. 56 m²	1
2	三陸郵便局	大船渡市三陸町 越喜来字前田64-18	郵便局	平成26年1月11日まで	平成26年1月12日~ 平成28年3月31日	浦浜東地区防災集団 移転促進事業(平成 27年度末までに住宅 建設予定)	三陸郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	83. 68 m²	1
3	泊地区公民館	大船渡市三陸町 越喜来字井戸洞2-2	公民館	平成25年9月13日まで	平成25年9月14日~ 平成27年3月31日	泊地区防災集団移転 促進事業(平成26年 度末までに住宅建設 予定)	泊部落会	木造 地上1階 1棟	26. 11 m²	1
4	とうごう薬局大船渡店	大船渡市猪川町 字中井沢23-1	調剤薬局	平成25年5月31日まで	平成25年6月1日~ 平成27年3月31日	佐野地区防災集団移 転促進事業(平成25 年度中造成完了予 定)	とうごう薬局大船渡店	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	38. 88 m²	1
5	大船渡市 大船渡町茶屋前 57番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字茶屋前 57-5,57-6,57-8,57-9	店舗(おおふなと夢商店街)	平成26年3月7日まで	平成26年3月8日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造 地上2階 2棟 地上1階 4棟	1806. 33 m²	33
6	大船渡市 末崎町小細浦 44番地区仮設事業所	大船渡市末崎町 字小細浦44-7	店舗 (末崎町ふれあ い商店街)	平成26年1月23日まで	平成26年1月24日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造 地上2階 1棟	429. 32 m²	12
7	大船渡市 三陸町綾里字黒土田 99番地区仮設事業所	大船渡市三陸町 綾里字黒土田99-24,103-1	店舗	平成26年1月30日まで	平成26年1月31日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造 地上1階 2棟	502. 33 m²	5
8	大船渡市 大船渡町野々田 21番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字野々田 21-2,21-3,21-8,21-10,21-11	店舗(飲食店)	平成26年3月4日まで	平成26年3月5日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造 地上2階 4棟	1541. 35 m²	22

9	大船渡市 大船渡町字地ノ森 35番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字地ノ森35-16	店舗	平成26年2月15日まで	平成26年2月16日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上2階 2棟	656. 93 m²	10
10	大船渡市大船渡町字永沢 21番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字永沢21-3, 21-4, 21-5	店舗・作業場	平成26年1月13日まで	平成26年1月14日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 1棟	313. 02 m²	4
11	大船渡市 大船渡町野々田 19番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字野々田19-1,19-3,19-7	店舗(飲食店)	平成26年3月4日まで	平成26年3月5日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 6棟	417. 69 m²	21
12	大船渡市 大船渡町野々田 23番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字野々田23-6, 26-11	店舗	平成26年3月1日まで	平成26年3月2日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 3棟	230. 57 m²	3
13	大船渡市 大船渡町永沢 22番1地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字永沢22-1~22-4	店舗・事務所	平成25年12月1日まで	平成25年12月2日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	木造 地上1階 1棟	331. 02 m²	4
14	大船渡市 大船渡町永沢 17番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字永沢17-4	工場・店舗	平成26年3月1日まで	平成26年3月2日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 2棟	341. 13 m²	4
15	大船渡市 大船渡町中港 3番地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字中港3-100	事務所	平成25年12月26日 まで	平成25年12月27日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 1棟	238. 41 m²	4
16	大船渡市 大船渡町永沢 22番5地区(1)仮設事業所	大船渡市大船渡町 字永沢22-5	作業場	平成26年1月11日まで	平成26年1月12日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 1棟	291.6 m²	3
17	大船渡市 大船渡町永沢 22番5地区(2)仮設事業所	大船渡市大船渡町 字永沢22-5, 22-12	事務所	平成26年3月4日まで	平成26年3月5日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 1棟	194. 4 m²	8
18	大船渡市 大船渡町永沢 17番5地区仮設事業所	大船渡市大船渡町 字永沢17-5	作業場	平成26年1月11日まで	平成26年1月12日~ 平成29年3月31日	大船渡駅周辺地区土 地区画整理事業(平 成26年度末以降順次 住宅建設予定)	大船渡市	軽量鉄骨造地上1階 1棟	324 m²	3

- ① 震災により本市の事業用施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域住民の利便性や被災地域における事業の継続・住民の雇用を確保する施設(1、2、4~18)として必要なもの。
- ② 震災により本市の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域コミュニティーを形成する施設(3)として必要なもの。

別表 (陸前高田市)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 応急仮設建築物として建設された事業用施設について、仮設建築物での業務運営を継続し、事業継続を支援する。
- ② 応急仮設建築物として建設された販売店舗について、仮設建築物での業務運営を継続し、地域住民の良好な生活環境を維持する。
- ③ 応急仮設建築物として建設された集会所について、仮設建築物での維持・活用を継続し、地域コミュニティーの活性化を促進する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

陸前高田市では、東日本大震災において想定をはるかに超える津波により、津波浸水高が気仙川河口部でT.P13.8m にも達したほか、気仙川を遡上した津波が内陸約8km地点の横田町金成地区まで到達するなど、中心市街地のほぼ全域や沿岸集落大半を含む約1,300ha にも及ぶ浸水や地震による地盤沈下、津波による浸食で大規模な被害を受けた。市内全体の建物被害では全壊3,159 戸を含む3,368 戸が被災するなど、甚大な被害をもたらした。高田松原海岸の防潮堤は、防潮堤の高さT.P+5.5m で整備されていたが、第1線堤、第2線堤の防潮堤は、原型を一部を残すのみで2km にわたる白砂青松の国指定名勝高田松原とともに壊滅的な被害を受けた。陸前高田市では、復興を実現するために、平成30年度までの8年間を計画期間とする復興計画に基づき、長期にわたる復興まちづくりを実施しているところであり、防災集団移転事業や漁業集落防災機能強化事業等の面的整備事業を実施し、被災建築物の再建が可能となるまでには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、陸前高田市の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

	广	= + 1L	ш .	建築基準法による	応急仮設建築物	 期間設定根拠(存続		応急仮設建築物の構	既要	
	応急仮設建築物の名称	所 在 地	用途	存続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	陸前高田局仮店舗	陸前高田市高田町 字鳴石50-21	郵便局	平成25年9月7日まで	平成25年9月8日~ 平成31年3月31日	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	陸前高田郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	88. 69 m²	1
2	陸前高田局仮店舗	陸前高田市高田町 字鳴石50-20、50-21	郵便局	平成25年9月7日まで	平成25年9月8日~ 平成31年3月31日	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	陸前高田郵便局	鉄骨造 地上1階 2棟	122. 28 m²	1
3	竹駒郵便局仮店舗	陸前高田市竹駒町 字滝の里 24-1, 24-2, 24-12の一部	郵便局	平成25年12月20日まで	平成25年12月21日~ 平成29年3月31日	矢作・竹駒・高田・ 今泉(下矢作)地区 防災集団移転促進事 業(平成28年度末ま でに住宅建設予定)	竹駒郵便局	鉄骨造 地上2階 1棟	188. 12 m²	1
4	広田郵便局仮店舗	陸前高田市広田町 字大久保107-1	郵便局	平成25年12月20日まで	平成25年12月21日~ 平成30年3月31日	広田(田谷)地区防 災集団移転促進事業 (平成29年度末まで に住宅建設予定)	広田郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	86. 61 m²	1
5	陸前高田支店仮設	陸前高田市竹駒町 字滝の里 24-1, 24-2, 24-12の一部	郵便施設 (事務所、車庫)	平成25年12月25日まで	平成25年12月26日~ 平成31年3月31日	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	日本郵便株式会社陸前高田支店	鉄骨造 地上1階 3棟	979. 81 m²	1
6	米崎郵便局仮店舗	陸前高田市米崎町 字川崎31-1の一部	郵便局	平成26年1月31日まで	平成26年2月1日~ 平成28年3月31日	米崎(脇の沢)地区 防災集団移転促進事 業(平成27年度中に 造成完了予定)	米崎郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	83. 57 m²	1
7	マイヤ滝の里店	陸前高田市竹駒町 字滝の里 1,2-1,2-3,5-1の各一部	物販店	平成25年10月31日まで	平成25年11月1日~ 平成31年3月31日	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	株式会社マイヤ	鉄骨造 地上1階 2棟	1401. 3 m²	1

8		マイヤ滝の里店 (専門店B棟)	陸前高田市竹駒町 字滝の里5-1の一部 (B棟)	日用品販売店舗	平成25年10月31日まで	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	株式会社マイヤ	鉄骨造 地上1階 1棟	85. 2 m²	1
9			陸前高田市竹駒町 字滝の里5-1の一部 (C棟)	日用品販売店舗	平成25年10月31日まで	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)		鉄骨造 地上1階 1棟	85. 2 m²	1
1	0	もりの貯金箱ハウス	陸前高田市広田町 字泊76-4	公会堂又は集会場	平成26年3月18日まで	広田(泊第3)地区 防災集団移転促進事 業(平成29年度末ま でに住宅建設等予 定)	盛岡市	木骨造 地上1階 1棟	49. 69 m²	1
1	1	栃ヶ沢地区集会所	陸前高田市高田町 字栃ヶ沢53-1	集会所	平成25年8月31日まで	高田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレ ン・ジャパン	鉄骨造 地上1階 1棟	44. 75 m²	1

- ① 震災により本市の事業用施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域住民の利便性や被災地域における事業の継続・住民の雇用を確保する施設(1~9)として必要なもの。 ② 震災により本市の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域コミュニティーを形成する施設(10、11)として必要なもの。

別表(釜石市)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 早期復興と住民生活において中心的な役割を担う公共施設について、仮設建築物での業務運営を継続することにより、住民サービスの安定的な提供等を行う。
- ② 応急仮設建築物として建設された事業用施設について、仮設建築物での業務運営を継続し、事業継続を支援する。
- ③ 中小機構が整備した仮設店舗、仮設工場等について、震災により家屋 を失った中小企業者に対する貸出しを継続し、早期の事業再開を促進する。
- ④ 応急仮設建築物として建設された集会所について、仮設建築物での維持・活用を継続し、地域コミュニティーの維持・再生を促進する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

釜石市は、東日本大震災による揺れは震度6弱を記録し、その後最大19.3m(両石湾両石漁港背後地(遡上高))の津波の来襲を受け、市の中心部(東部地区)を含む沿岸域の21 地区が浸水(市街地面積の6 割以上に相当する7k㎡)が浸水被害を受けた。建物被害は、全壊は3,394棟、大規模半壊は550 棟、半壊は449棟、一部破損は1,122棟であった。被災した事業所は全事業所の半数を超す1,382 事業所(浸水範囲概況)であり、漁港・海岸施設といった水産関係の被害額は約231 億円、農地や農業施設といった農林関係の被害額は約60億円、道路や橋梁といった公共土木施設の被害額は約17億円(市工事分)であった。また、市の下水道・集落排水施設も津波により機能不全に陥り、病院や保育園、介護施設などの医療・保健・福祉施設や消防屯所・集会所などの防災・市民生活施設も損壊した。

釜石市では、復興を実現するために、平成32年度までの10年間を計画期間とする復興計画に基づき、長期にわたる復興まちづくりを実施しているところであり、防災集団移転事業や漁業集落防災機能強化事業等の面的整備事業を実施し、被災建築物の再建が可能となるまでには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、釜石市の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

	产 <i>年</i> /==0.74 /= 0.72 /=	=r +- lil.	ш %	建築基準法による	 応急仮設建築物	 期間設定根拠(存続		応急仮設建築物の構	既要	
	応急仮設建築物の名称	所 在 地	用途	存続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	鵜住居郵便局 (仮局)	釜石市鵜住居町第3地割	郵便局	平成25年10月31日まで	平成25年11月1日~ 平成30年3月31日	鵜住居地区土地区画 整理事業(平成30年 度中までに住宅建設 等予定)	鵜住居郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	121. 67 m²	1
2	釜石平田郵便局仮店舗	釜石市大字平田 第2地割1-9	郵便局	平成25年12月28日まで	平成25年12月29日~ 平成31年3月31日	平田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	釜石平田郵便局	鉄骨造 地上1階 1棟	84. 36 m²	1
63	平田地区生活応援センター	釜石市大字平田 第6地割1番9の一部	事務所	平成25年10月5日まで	平成25年10月6日~ 平成29年3月31日	平田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	釜石市	鉄骨造 地上1階 1棟	82. 02 m²	1
4	岩手県釜石市大只越町 (No.1) 仮設施設(西側)	釜石市大只越1丁目 49-3	物販店舗、飲食店舗	平成25年12月19日まで	平成25年12月20日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 1棟	324. 96 m²	8
E	岩手県釜石市 天神町仮設施設	釜石市天神町 5-17	物販店舗、飲食店舗	平成25年12月6日まで	平成25年12月7日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 2棟	683. 12 m²	15
6	岩手県釜石市大只越町 (No.1) 仮設施設(東側)	釜石市大只越1丁目 49-1	物販店舗、飲食店舗	平成25年12月19日まで	平成25年12月20日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 4棟	1152. 68 m²	27
7	岩手県釜石市平田公園 (No.4) 仮設施設	釜石市平田第5地割 84番地5	物販店舗、事務所	平成25年12月19日まで	平成25年12月20日~ 平成30年3月31日	平田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 2棟	1249. 71 m²	22

8	岩手県釜石市鈴子町 (No.3) 仮設施設 (西側)	釜石市鈴子町 50-1,74,49の一部	飲食店	平成25年12月19日まで	平成25年12月20日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 2棟	514. 96 m²	20
9	岩手県釜石市鈴子町 (No.3) 仮設施設 (東側)	釜石市鈴子町 49の一部,73,48-5	飲食店	平成25年12月19日まで	平成25年12月20日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 3棟	522. 51 m²	28
10	岩手県釜石市 旧釜石商業高校内 A敷地仮設施設	釜石市大字平田第6地割 1番地9の一部	物販店舗、事務所	平成26年3月7日まで	平成26年3月8日~ 平成30年3月31日	平田地区土地区画整 理事業(平成30年度 末までに住宅建設等 予定)	釜石市	鉄骨造 地上2階 2棟	129. 27 m²	4
11	唐丹地区 応急仮設校舎・調理場	釜石市唐丹町 字小白浜314	仮設小学校・中学校 校舎、 調理場、児童館	平成26年3月30日まで	平成26年3月31日~ 平成28年3月31日	唐丹小・中学校平成 27年度末までに造成 工事完了予定	釜石市	鉄骨造 地上2階 4棟	3189. 43 m²	4
12	小佐野学童育成クラブ	釜石市小佐野町3丁目 5番37号の一部	児童福祉施設 (学童クラブ)	平成25年10月27日まで	平成25年10月28日~ 平成29年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	鉄骨造 地上1階 1棟	114. 78 m²	1
13	KAMAISHIの箱 @鈴子公園	釜石市鈴子町 49の一部	集会所	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	木造 地上1階 1棟	39. 75 m²	1
14	KAMAISHIの箱 @大只越公園	釜石市大只越町1丁目 49-1	集会所	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日~ 平成30年3月31日	東部地区津波復興拠 点整備事業(平成28 年度末造成完了予 定)	釜石市	木造 地上1階 1棟	39. 75 m²	1

- ① 震災により本市の事業用施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域住民の利便性や被災地域における事業の継続・住民の雇用を確保するための施設(1、2、4~10)として必要なもの
- ② 震災により本市の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わるコミュニティーを形成する施設(3、13、14)として必要なもの。
- ③ 震災により本市の小学校、児童館等が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる教育施設及び児童福祉の確保を図る施設(11、12)として必要なもの。

別表 (山田町)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 応急仮設建築物として建設された事業用施設について、仮設建築物での業務運営を継続し、事業継続を支援する。
- ② 応急仮設建築物として建設された集会所について、仮設建築物での維持・活用を継続し、地域コミュニティーの活性化を促進する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

山田町は、東日本大震災により震度5弱を記録し、その後最大約25m(小谷鳥地区(遡上高))の津波は、4平方キロメートルが浸水被害(資料:国土地理院)を受けるなど、甚大な被害を受けた。建物・公共施設等の被害を見ると、被災した家屋は、全壊2,762棟、大規模半壊202棟、半壊203棟、一部損壊188棟となっている(平成23年12月1日現在)。また、漁港、水産加工場、市場などの水産関連施設は壊滅的な被害を受け、商業店舗や工場等も多くが被災し、未だに営業再開できない状況が続いている。

学校や医療・福祉・介護施設についても、船越小学校や介護老人保健施設などの大規模な施設が被災し、現在は他の施設への通学や入居を余儀なくされ、また、警察や消防の施設も同様となっている。 山田町は、復興を実現するために、平成32年度までの10年間を計画期間とする復興計画に基づき、長期にわたる復興まちづくりを実施しているところであり、防災集団移転事業や漁業集落防災機能強化事業等の面的整備 事業を実施し、被災建築物の再建が可能となるまでには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、山田町の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

			<u>-</u>		建築基準法による	応急仮設建築物	期間設定根拠(存続		応急仮設建築物の概		
		応急仮設建築物の名称	所在地	用途	存続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
		宮古支店山田集配センター	山田町長崎二丁目9番	事務所		平成25年11月2日~ 平成29年3月31日	山田地区復興拠点整 備事業(平成27年度 末造成完了予定)	日本郵便株式会社宮古支店	軽量鉄骨造地上1階 1棟	369 m²	1
6 2	}	山田郵便局	山田町長崎二丁目9番	事務所	平成25年11月1日まで	平成25年11月2日~ 平成29年3月31日	山田地区復興拠点整 備事業(平成27年度 末造成完了予定)	山田郵便局	軽量鉄骨造 地上2階 2棟	261 m²	1
ę	}	集会場	山田町船越第9地割266番地	集会所	平成25年12月5日まで	平成25年12月6日~ 平成31年3月31日	船越・田の浜地区防 災集団移転促進事業 (平成30年度末住宅 建設予定)	山田町	木造 地上1階 1棟	30 m²	1
4	ļ	県立山田病院院外薬局	山田町大沢第13地割59番2	院外薬局	平成26年2月1日まで	平成26年2月2日~ 平成29年3月31日	大沢地区漁業集落防 災機能強化事業(平 成28年度末造成完了 予定)	協同組合 宮古ファーマシー	軽量鉄骨造 地上1階 1棟	64 m²	1

- ① 震災により本町の事業用施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域住民の利便性や被災地域における事業の継続・住民の雇用を確保するための施設(1、2、4)として必要なもの。
- ② 震災により本町の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域コミュニティーを形成する施設 (3) として必要なもの。

別表 (大槌町)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 早期復興と住民生活において中心的な役割を担う公共施設について、仮設建築物での業務運営を継続することにより、住民サービスの安定的な提供等を行う。
- ② 中小機構が整備した仮設店舗、仮設工場等について、震災により家屋を失った中小企業者に対する貸出しを継続し、早期の事業再開を促進する。
- ③ 応急仮設建築物として建設された事業用施設について、仮設建築物での業務運営を継続し、事業継続を支援する。
- ④ 応急仮設建築物として建設された集会場について、仮設建築物での維持・活用を継続し、地域コミュニティーの活性化を促進する。
- ④ 応急仮設建築物として建設された幼稚園について、仮設建築物での業務運営を継続し、地域の継続的な教育提供体制を維持する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

大槌町は、最大22.2m (吉里吉里漁港東側(遡上高))の津波の来襲を受け、4平方キロメートル(住宅地・市街地面積の52パーセント、資料:国土地理院)が浸水被害を受けるなど、甚大な被害を受けた。建物被害は3,878棟(全壊・半壊、一部破損)、農林水産施設、商工業施設や観光施設等の産業被害額は約151億円、道路・海岸施設、上下水道、学校や社会教育施設、役場庁舎や消防署等の公共施設被害が約617億円となっており、産業被害と公共施設被害を合わせた物的被害は約768億円となっている(平成23年11月30日現在)。

大槌町では、復興を実現するために、平成30年度までの8年間を計画期間とする復興計画に基づき、長期にわたる復興まちづくりを実施しているところであり、防災集団移転事業や漁業集落防災機能強化事業等の面的整備事業を実施し、被災建築物の再建が可能となるまでには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、大槌町の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

	+ 4 / = 0.74 / 1 + 0. / 1 Th	=r + 1d.	ш %	建築基準法による存	 応急仮設建築物	期間設定根拠(存続	J	応急仮設建築物の概	要	
	応急仮設建築物の名称 	所 在 地	用途	続期間	活用事業の期間	が必要な理由)	実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1	学校法人緑学園 みどり幼稚園仮設園舎	大槌町小鎚第15地割 字寺沢口107-1	幼稚園	平成25年10月31日まで	平成25年11月1日~ 平成26年10月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	学校法人緑学園	軽量鉄骨造地上1階 1棟	276. 08 m²	1
2	保健センター	大槌町小鎚第20地割 字三枚堂78番1	保健センター	平成25年8月25日まで	平成25年8月26日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	S 造 地上 1 階	107. 77 m²	1
3	大槌町小・中学校 仮設校舎	大槌町小鎚第22地割15番1	仮設小学校、仮設中 学校、仮設体育館	平成25年12月18日まで	平成25年12月19日~ 平成28年3月31日	平成27年度末までに 小中学校移転・災害 復旧予定	大槌町	軽量鉄骨造2階	5, 703. 88 m²	5
4	大槌町大槌第十二地割 (No.13) 仮設施設	大槌町大槌12地割 25-2, 26, 28, 29, 30, 31, 32, 33-1, 38-2, 39-2	店舗・事務所・作業場	平成25年12月5日まで	平成25年12月6日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	軽量鉄骨造 地上1階 5棟	1, 317 m²	19
5	株式会社 Domus A・I 設計事務所	大槌町大槌23地割 50,51,49-1,49-2,49-3,49-4, 49-5	事務所	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	株式会社 Domus A・I設計事務所	軽量角型鋼管造 地上1階	24. 84 m²	1
6	大槌郵便局	大槌町大槌第15地割	郵便局	平成25年10月31日まで	平成25年11月1日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌郵便局	鉄骨(ユニットハウス)造・一部木造 地上2階	161. 87 m²	1
7	新おおつち漁業協同組合 休憩所	大槌町赤浜1丁目22-3	休憩所	平成25年10月10日まで	平成25年10月11日~ 平成29年3月31日	赤浜地区漁業集落防 災機能強化事業(平 成27年度末造成完了 予定)	新おおつち漁業協同組 合	鉄鋼造	328. 06 m²	1

8	新おおつち漁業協同組合倉庫	大槌町赤浜安渡3-22-6	倉庫	平成25年10月10日まで	平成25年10月11日~ 平成29年3月31日	赤浜地区漁業集落防 災機能強化事業(平 成27年度末造成完了 予定)	新おおつち漁業協同組合	鉄骨造 地上1階	128. 52 m²	1
9	新おおつち漁業協同組合 倉庫	大槌町吉里吉里第32地割 32番地	倉庫	平成25年10月10日まで	平成25年10月11日~ 平成29年3月31日	吉里吉里地区漁業集 落防災機能強化事業 (平成29年度末住宅 建設予定)	新おおつち漁業協同組 合	鉄骨造 地上1階	59. 54 m²	1
10	吉里吉里郵便局	大槌町吉里吉里二丁目 48-5,53-8,98-2	郵便局	平成25年12月28日まで	平成25年12月29日~ 平成30年3月31日	吉里吉里地区土地区 画整理事業(平成29 年度末住宅建設予 定)	吉里吉里郵便局	鉄骨造 地上1階	81. 99 m²	1
11	エコハウスおおつち	大槌町小鎚第17地割字曽根55番	公会堂又は集会場	平成25年12月10日まで	平成25年12月11日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末までに住宅建設予 定)	盛岡市	木造	29. 81 m²	1
12	ワカメ集出荷場	大槌町赤浜一丁目 赤浜県有埋立地	工場	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日~ 平成29年3月31日	赤浜地区漁業集落防 災機能強化事業(平 成27年度末造成完了 予定)	さんりく工房株式会社	鉄骨造(膜構造) 地上1階	240. 00 m²	1
13	大槌消防署	大槌町上町1番3号	消防署	平成25年7月31日まで	平成25年8月1日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	鉄骨造 地上2階	130. 48 m²	1
14	大槌町役場	大槌町上町1-3	役場	平成25年7月31日まで	平成25年8月1日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	鉄骨造 地上2階	151. 67 m²	1
15	大槌町吉里吉里 (NO.8,11)仮設施設	大槌町吉里吉里第14地割 22番3	店舗	平成25年12月18日まで	平成25年12月19日~ 平成30年3月31日	浪板(浪板①団地) 地区防災集団移転促 進事業(平成29年度 中に住宅建設予定)	大槌町	木造 地上1階	166 m²	3
16	大槌町吉里吉里 (NO.8,11)仮設施設	大槌町吉里吉里第9地割3	店舗	平成25年12月18日まで	平成25年12月19日~ 平成30年3月31日	浪板(浪板①団地) 地区防災集団移転促 進事業(平成29年度 中に住宅建設予定)	大槌町	木造 地上1階	113 m²	2
17	大槌町小鎚第十七地割 (NO.7)仮設施設	大槌町小槌第17地割 45番,46番,47番	店舗、事務所	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	軽量鉄骨造地上1階 2棟	447 m²	10
18	大槌町大槌第五地割 (NO.9)仮設施設	大槌町大槌第5地割75番1	店舗	平成26年2月6日まで	平成26年2月7日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	軽量鉄骨造 地上1階 1棟 付属棟 1棟	158 m²	4

19	大槌町大槌第二十三地割 (NO. 12)仮設施設	大槌町大槌第23地割9番	店舗、事務所		平成25年12月6日~ 平成30年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	大槌町	軽量鉄骨造 地上1階 3棟 地上2階 3棟 付属棟 2棟	2, 038 m²	39
20	大槌町赤浜 (NO.14)仮設施設	大槌町赤浜一丁目226	加工場	平成26年3月26日まで	平成26年3月27日~ 平成30年3月31日	赤浜地区漁業集落防 災機能強化事業(平 成27年度末造成完了 予定)	大槌町	軽量鉄骨造 地上1階 5棟 付属棟 1棟	1, 126 m²	7
21	大槌町学童保育施設	大槌町小鎚第22地割	学童保育施設		平成27年4月1日~ 平成29年3月31日	町方地区土地区画整 理事業(平成29年度 末住宅建設予定)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレ ン・ジャパン	鉄鋼造 地上1階	121. 91 m²	1

- ① 震災により本町の幼稚園、小学校等、中学校等が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる教育及び児童福祉の確保を図る施設(1、3、21)として必要なもの。
- ② 震災により本町の公共施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる行政サービスを提供する施設(2、13、14)として必要なもの。
- ③ 震災により本町の事業用施設が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域住民の利便性や被災地域における事業の継続・住民の雇用を確保するための施設(4~10、12、15~20)として必要なもの。
- ③ 震災により本町の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わるコミュニティーを形成する施設(11)として必要なもの。

別表 (岩泉町)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
- ① 応急仮設建築物として建設された学校について、仮設建築物での業務運営を継続し、地域の継続的な教育提供体制を維持する。
- ② 応急仮設建築物として建設された保育園について、仮設建築物での業務運営を継続し、地域の継続的な保育提供体制を維持する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

岩泉町は、東日本大震災により、震度4を記録し、小本、中野、茂師、小成地区に津波の被害を受けた。この津波による建物被害は387棟にものぼり、地域内の教育施設である小本保育園が大規模半壊、小本小学校は床上 浸水、小本中学校は校舎が一部損壊し、プールが大規模損壊した。

岩泉町は、これら施設を津波浸水区域から移転し建設することとしているが、用地取得、造成工事等の工程を想定すると、新施設の建設までには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、岩泉町の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

		応急仮設建築物の名称	所在地	用途	建築基準法による 存続期間	応急仮設建築物 活用事業の期間	期間設定根拠(存続 が必要な理由)	応急仮設建築物の概要			
								実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1		岩泉町立 小本保育園仮設園舎	岩泉町中里字出畑1-1	保育園	平成26年3月10日まで		平成27年中開園予定 (小本小学校・中学 校と隣接)	岩泉町	鉄骨造 地上1階 1棟	294. 71 m²	1
2		岩泉町立 小本小学校応急仮設校舎	岩泉町小本字大牛内313-2, 313-7,317,318-1の一部, 324-2,318-3,324-9の一部	小学校	平成26年1月17日まで	平成26年1月18日~ 平成28年3月31日	平成27年度末までに 移転・災害復旧予定	岩泉町	木造 地上1階 1棟	257. 09 m²	1
3		岩泉町立 小本中学校応急仮設校舎	岩泉町小本字大牛内 318-1の一部,329-4の一部	中学校	平成26年1月17日まで	平成26年1月18日~ 平成28年3月31日	平成27年度末までに 移転・災害復旧予定	岩泉町	木造 地上1階 1棟	600. 03 m²	2

【被災建築物に替えて必要なものであることの説明】

震災により本町の保育園、小学校等、中学校等が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる教育及び児童福祉の確保を図る施設として必要なもの。

別表 (野田村)

- ア 計画の目標を達成するために推進しようとする取組
 - 応急仮設建築物として建設された高齢者等サポート拠点所等について、仮設建築物での業務運営を継続し、地域の継続的な福祉サービス提供体制を維持する。
- イ 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

野田村は、東日本大震災により震度5弱を記録し、その後最大約18mの津波が来襲し、村の住家約1/3が被害を受けるとともに、漁業や商工業などに甚大な被害を受けた。平成23年6月28日現在、建物流失又は全壊が309棟、大規模半壊が136棟、半壊は33棟、一部破損は34棟の合計512棟が被害を受けた。村の中心部にある商店街や住まい、働く場、交通網、漁港など広範囲にわたり壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらした。

被災した社会福祉協議会事務所、高齢者等サポート拠点については、仮設建築物を建設し業務を行っている状況にある。

野田村は、これら施設を高台等に移転し建設することとしているが、建設の設計・工事期間を想定すると、新施設の建設までには相当の期間を要する。

こうした状況下においては、応急仮設建築物の存続期間を延長し、各施設の仮設建築物により維持・継続することは、野田村の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化を促進するものである。

		応急仮設建築物の名称	所 在 地	用途	建築基準法による 存続期間	応急仮設建築物 活用事業の期間	期間設定根拠(存続 が必要な理由)	応急仮設建築物の概要			
								実施主体	構造規模	延床面積	区画数
1		野田村 社会福祉協議会事務所	野田村大字野田20-38-5	事務所	平成25年7月15日まで		城内地区土地区画整 理事業(平成27年度 末造成完了予定)	野田村社会福祉協議会	鉄骨造(プレハブ) 地上2階 1棟	101. 42 m²	1
2		南浜地区 高齢者等サポート拠点	野田村大字野田10-40-65	集会所(福祉事業等 の実施拠点)		平成25年12月26日~ 平成29年3月31日ま で	城内・米田・南浜 (米田・南浜)地区 防災集団移転促進事 業(平成26年度以降 順次住宅建設予定)	野田村	鉄骨造(プレハブ) 地上1階 1棟	51. 96 m²	1
3		下安家地区 高齢者等サポート拠点	野田村大字玉川2-16-4	集会所(福祉事業等 の実施拠点)		平成25年12月26日~ 平成29年3月31日ま で	下安家地区漁業集落 防災機能強化事業 (平成27年度末造成 完了予定)	野田村	鉄骨造(プレハブ) 地上1階 1棟	51. 96 m²	1

- ① 震災により本町の社会福祉事務所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わる地域福祉活動の継続を確保する施設(1)として必要なもの。
- ② 震災により本町の公民館等、地域コミュニティー活動の場としての集会場所が被災し、使用不能となったため、再建までの間、それらに替わるコミュニティーを形成する施設(2、3)として必要なもの。